明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（一三九）　二

○東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（一四〇）　二

〔省　令〕

○東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する省令（**法務**一六）　三

○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（**農林水産**三二）　三

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**二四）　五

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**一八四）　五

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**二三五～二三八）　六

○除籍が滅失した件（**同**二三九）　六

○戸籍が滅失した件（**同**二四〇）　六

○日本国に帰化を許可する件（**同**二四一）　六

○保安林の指定をする件（**農林水産**九四九）　七

○保安林の指定を解除する件（**同**九五〇～九五四）　七

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**九五五、九五六）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**一〇三）　八

○道路に関する件（**北陸地方整備局**六二）　八

○道路に関する件（**中国地方整備局**九九）　八

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**一〇〇）　九

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（**四国地方整備局**五一）　九

○浄化槽の型式を認定した件（**同**五二）　九

○道路に関する件（**北海道開発局**五六、五七）　九

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**二三）　九

〔国会事項〕

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇

〔人事異動〕

財務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

法　務

公証人任免（法務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、公示送達、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更、企業年金基金解散・清算人就任関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（政令第一三九号）（総務省）

1　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県盛岡市等の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙に係るものを定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（政令第一四〇号）（法務省）

1　東日本大震災の被災者が被災建物に係る登記事項証明書等を取得する場合の手数料を免除することとした。（第一条関係）

2　東日本大震災の被災者が被災船舶に係る登記事項証明書を取得する場合の手数料を免除することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。